**第二条**　届出等を行う者が、規則第二十条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

**第三条**　規則第二十条第二項第三号に規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一　政府認証基盤（複数の認証局（ＩＳＯ／ＩＥＣ（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ＩＳＯ／ＩＥＣ」という。）九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ＩＳＯ／ＩＥＣ九五九四―八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第二十条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。

二　経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができる電子証明書であること。

**○経済産業省告示第百二十一号**

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年五月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

| 登録の区分 | 外国登録検査機関 |
|---|---|
| 一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。）<br>二　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）<br>三　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）<br>四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）<br>五　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）<br>六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）<br>七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。）第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）<br>八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。） | テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー<br>テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（アムグラウエンシュタインベルク、ドイツ連邦共和国）<br>テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（アルボインシュトラーセ56、12103　ベルリン、ドイツ連邦共和国） |

（参考）

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハーの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（アムグラウエンシュタイン、51105　ケルン、ドイツ連邦共和国）

テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー（アルボインシュトラーセ56、12103　ベルリン、ドイツ連邦共和国）

**○国土交通省告示第五百五十五号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）二葉の里土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年五月二十七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　広島県広島市東区若草町九番七号　独立行政法人都市再生機構西日本支社広島都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時まで

**○国土交通省告示第五百五十六号**

国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第一項に規定する国土調査事業十箇年計画について、平成二十二年五月二十五日閣議の決定があったので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

国土調査事業十箇年計画

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第３条第１項に規定する国土調査事業十箇年計画を次のとおり定める。

１　地籍調査

優先的に地籍を明確にすべき地域を中心に地籍の明確化を促進するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

(1)　国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基準点の測量の基準点の数は、人口集中地区以外の地域を対象に、8,400点とする。

(2)　(1)に掲げる基準点の測量を除き、国の機関が地籍調査の基礎とするために行う基本調査の調査面積は、3,250平方キロメートルとする。

(3)　地方公共団体又は土地改良区その他の国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）第１条各号に掲げる者が行う地籍調査の調査面積は、21,000平方キロメートルとする。

併せて、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第５項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する。

これらにより、地籍調査対象面積（全国土面積から国有林野、公有水面等の面積を除いた地域の面積）に対する地籍調査実施地域の面積の割合を、49%（平成21年度末時点）から57%（平成31年度末時点）とし、特に人口集中地区における地籍調査実施面積の割合を、21%から48%とし、人口集中地区以外の林地における地籍調査実施面積の割合を、42%から50%とすることを目標とする。

また、中間年を目標に、地籍調査(2)に掲げる基本調査を含む。）について、調査未着手の市町村又は調査休止中の市町村（優先的に地籍を明確にすべき地域について調査が完了している市町村を除く。）の解消を目指す。

２　土地分類調査

土地本来の自然条件や土地の改変状況等を把握するため、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量は、次のとおりとする。

国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、18,000平方キロメートルとする。

３　計画の見直し

この計画は、今後の社会・経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、中間年に見直すものとする。

**○国土交通省告示第五百五十七号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第１項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

別表五の項中、指定をした日欄を「平成十七年三月十日」から「平成二十二年三月九日」に改め、指定の有効期間欄を「指定をした日から五年」から「平成二十二年三月十日から五年間」に改め、別表十四の項中、業務区域欄を「宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、